

■議案第78号 四万十町役場の位置を変更する条例の制定について

【要旨】

新庁舎建設事業は、現在実施設計の最終段階となっており、6月末には建築確認申請を行う予定となっています。

この庁舎の本体工事の発注に先立ち、地方自治法第4条第3項の規定に基づき、庁舎の位置の変更について議会の同意を得ようとするものです。

なお、この議案については、出席議員の3分の2以上の者の同意が必要です。

【概要】

現在の庁舎の位置	四万十町茂串町201番1
変更後の庁舎の位置	四万十町琴平町554番23
条例施行時期	別に規則で定める日